

平成28年度

教育委員会事務事業点検及び評価報告書

(平成27年度実施事務事業)

平成29年3月

筑西市教育委員会

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 教育委員会の施策	P. 2
3. 点検及び評価	P. 3
4. 点検及び評価結果	P. 5～P 12
5. まとめ	P. 13
資料1 筑西市教育委員会事務評価委員会設置規則	P. 16

1. はじめに

平成27年4月1日に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化等を図るとともに、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うものです。

このように法律が一部改正される一方で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが定められています。また、同条第2項において、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされております。

一般的に施策・事務事業は、その費用対効果や成果について、市民の視点に立った評価を実施するとともに、その結果を公表することにより、適切な進捗管理を徹底し、施策や事務事業について不断の見直しを実施していくことが必要とされています。

以上のことから、筑西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、筑西市の事務事業評価に基づき、従来からの行政評価に加え、法の趣旨に則った事務事業の点検及び評価を、平成24年度から実施しています。

本報告書は、これらの趣旨を踏まえ、効果的な教育行政の推進に資するため、教育委員会の権限に属する事務事業の執行状況について、筑西市教育委員会事務評価委員会委員により、平成27年度事務事業の点検及び評価を取りまとめたものです。

教育委員会は、この報告書を基にして、今後の事務事業執行の改善を図るとともに、家庭や地域等と教育委員会が一体となり、望ましい教育環境づくりに努めていきたいと思っております。

2. 教育委員会の施策

教育委員会は、筑西市総合計画のひとつの柱である『いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり』を目標に、特色ある学校教育や生涯学習・スポーツの振興など伸びやかな人や文化を育む環境の充実に取り組んでいます。

幼児・学校教育においては、教育内容・環境の充実はもとより、心の教育をはじめとする児童生徒の相談・指導体制の充実に努めるとともに、耐震化をはじめとする学校施設の安全確保に取り組んでいます。

生涯学習では、生涯学習センターや地域交流センター、公民館、図書館、美術館等を拠点に、多様な学習機会の充実や指導者の育成を推進しています。

生涯スポーツでは、施設等の整備・充実を進めるとともに、「ちくせいマラソン大会」をはじめとする魅力あるイベントの充実など、市民や団体のスポーツ活動を支援しています。

文化・芸術の振興においては、本市の誇る優れた文化・芸術に、市民や来訪者誰もがより親しみ、学ぶことができる機会の充実に向けて、しもだて美術館を中心としてさまざまな企画・展示の実施や情報発信に取り組んでいます。

表1 筑西市総合計画後期基本計画 教育施策体系（抜粋）

■第4章 いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり

第1節	生涯学習の充実	1 生涯学習環境の充実
第2節	子どもの能力を伸ばす教育の充実	1 豊かな幼児教育の充実 2 生きる力を育む義務教育の充実 3 高等教育機関等との連携
第3節	地域で進める青少年の健全育成	1 青少年の健全育成 2 家庭・学校・地域の連携
第4節	生涯スポーツの推進	1 生涯スポーツの推進
第5節	地域文化の振興	1 歴史・伝統文化の保全・継承・活用 2 文化・芸術の振興

3. 点検及び評価

(1) 筑西市教育委員会事務評価委員会

本年度の点検及び評価は、筑西市教育委員会事務評価委員会（以下「評価委員会」という。）において実施しました。

評価委員会の所掌事項は、筑西市教育委員会事務評価委員会設置規則（平成20年11月26日教育委員会規則第8号）に基づき、『教育長の求めに応じ、①事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施方法、②事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の内容について、調査及び検討を行い教育長に対し意見を述べ又は提案をすること』となっています。

また、評価委員会の委員は、同規則により5人の委員で構成しています。

なお、「平成28年度筑西市教育委員会事務事業の点検及び評価について（報告）」は、平成29年3月29日付けで教育長あて提出されております。

(2) 点検及び評価対象事業

評価委員会における点検及び評価は、平成27年度に実施した教育委員会所管の事務事業で、施策の特色、事業規模などから選択した表2の事務事業です。

表2 点検及び評価対象事業

No.	事業名	基本施策	担当課
1	体育館等施設改修事業	スポーツ施設の整備充実	スポーツ振興課
2	土曜日教育支援体制構築事業	家庭・学校・地域の連携	生涯学習課
3	中学校施設環境整備改修事業	学校施設・設備の充実	施設整備課
4	生活指導員配置事業	相談・指導の充実	指導課
5	子ども議会開催事業	教育内容・環境の充実	学務課
6	小中一貫教育推進事業	教育内容・環境の充実	学務課

(3) 点検及び評価の基準

評価委員会は、「筑西市行政評価支援システム」による「事務事業評価シート」を活用し、点検及び評価を実施しました。

筑西市行政評価支援システムは、数値目標による進捗状況の点検を行い、関連する施策の調整や事務の改善を図り、限られた予算の効率的な配分を行うため、事務事業を対象に実施するものです。

評価委員会が用いた点検及び評価の基準は、「表3 評価基準」のとおりで、11項目で構成しています。

表3 評価基準

評価の観点	チェック項目
目的の妥当性	事務事業の目的は、市総合計画の施策目標に合致しているか (目的妥当性の度合)
	市が主体的に行うべき役割の事業か(公益性・公共性の度合)
	市民ニーズ等を反映しているか(ニーズの度合)
	特定の個人や団体に利益が偏っていないか(公益性・公共性の度合)
	市民との役割分担は適切か(公益性・公共性の度合)
事業の有効性	類似事業との再編や統合はできないか(事業費・人件費の削減)
	成果を向上させる余地はないか(より効果的な方法・手段)
	廃止・休止した場合に影響はあるか(事業の意義)
事業の効率性	成果を落とさずに事業費を削減できる余地はないか(費用対効果)
	成果を落とさずに人件費を削減できる余地はないか(費用対効果)
	受益者の費用負担や受益者機会に適正化の余地はないか (経費削減・公共性の見直し)

この11項目をそれぞれ数値化し、その合計点による総合評価は、次の4段階としました。

A－事業改善が進んでいる

B－事業見直しはややある（事業改善など）

C－事業見直しが大いにある（事業改善など）

D－事業を見直し、根本的な改善の必要がある

4. 点検及び評価結果

(1) 体育館等施設改修事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	できない	できない
■成果を向上させる余地はないか	ある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	該当しない	該当しない
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	該当しない	該当しない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	該当しない	該当しない

■事業の点検

本事業は、市民のスポーツ・レクリエーション活動、健康・体力づくりの場として体育館の維持管理を行い、市民等の利用を推進することを目的としています。

老朽化した体育館、武道館等を良好な状態に保つため、施設の改修事業を実施し、平成31年度に開催される第74回国民体育大会において、競技会場となる下館総合体育館において、中央競技財団から指摘を受けた施設改修を行います。

平成27年度は、老朽化した体育館等の改修を行い、利用者の安全・安心及び施設の利便性を図り、主なものとして、旧市民プール解体工事 102, 200, 400円、協和の杜体育館雨漏り補修工事 49, 140, 000円、明野武道館天井改修工事 27, 345, 600円等です。

利用者は施設の安全性・利便性の向上を求める傾向にあり、今後より良い施設の充実に向けた改修が必要です。

なお、スポーツ振興課の事務事業評価は、「A－事業改善が進んでいる」としています。

■評価結果

評価委員会の評価は、「A－事業改善が進んでいる」です。

■主な意見等

利用者の要望に聞く耳を持って、利用状況が改善出来るようにしてほしいです。

指定管理者への移行を検討しているということですが、利用しやすい体育館運営になってほしいです。

(2) 土曜日教育支援体制構築事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	できる	できる

■成果を向上させる余地はないか	ある	ある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響はない	影響がある
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	ある	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	ある	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	ある	少しはある

■事業の点検

本事業は、学校、家庭、地域が連携し、土曜日の教育環境を構築することにより、児童・生徒にとってよりよい豊かで有意義な土曜日を実現することを目的としています。

市内中学校1年生及び小学校6年生を対象に希望者を募り、公民館等の社会教育施設を活用し「土曜教室（仮名）」の実施、また、体験学習、学習支援などを実施するについては、講師（人材）を広く募集して支援の輪を広げて実施します。

平成27年度は、小6土曜学習「筑西探検！！」を6回実施、中1土曜学習「第1回 ちくせいPPP！！」を3回実施、中1土曜学習「第2回 ちくせいPPP！！」を4回実施し、延べ290名の参加者がありました。

なお、生涯学習課の事務事業評価は、「A－事業改善が進んでいる」としてしています。

■評価結果

評価委員会の評価は、「A－事業改善が進んでいる」です。

■主な意見等

子どもたちが興味を持てるよう、更なるPRをし、継続してほしいです。積極的に推進し、より多くの子どもたちに参加してほしいです

（3）中学校施設環境整備改修事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業

■市民ニーズを反映しているか	反映している	反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	他に該当する 事業がない	他に該当する 事業がない
■成果を向上させる余地はないか	ない	ない
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	ある	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	ある	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	該当しない	該当しない

■事業の点検

本事業は、中学校施設の老朽化対策として、計画的に大規模改造工事等を実施し、建物の長寿命化と安全・安心で快適な教育環境を確保することを目的としています。また、非構造部材の耐震化対策として、屋内運動場等の吊り天井撤去及び照明器具等の落下防止工事を実施し、老朽化した建物について、年次計画により大規模改造工事等を実施します。

平成27年度は、下館西中学校及び下館南中学校の屋内運動場、関城中学校及び明野中学校の武道場について、平成28年度に向けた設計業務を実施し、また、国の補正予算により、非構造部材耐震化工事（下館西中学校屋内運動場・下館南中学校屋内運動場・関城中学校武道場）の予算化を図りました。（平成28年度繰越）

学校施設は、建築後25年以上経過した建物が多く、校舎棟の老朽化が大きな課題となっています。子どもたちの安全確保はもちろんのこと、地域の避難所となっており、地域の防災機能強化の観点からも、早急に学校施設の老朽化対策に取り組むことが求められています。

なお、施設整備課の事務事業評価は、「A－事業改善が進んでいる」として

います。

■評価結果

評価委員会の評価は、「Aー事業改善が進んでいる」です。

■主な意見等

災害時のことを考えると、絶えず改修・新築の計画を策定することが今後とも必要であると思います。

子どもたちが安全安心な生活ができるよう、施設環境を整えてほしいです。

(4) 生活指導員配置事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	ある程度反映している	ある程度反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っている	偏っている
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	できる	部分的にできる
■成果を向上させる余地はないか	ある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響大である	影響大である
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	ある	少しはある
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	ある	少しはある
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	ある	少しはある

■事業の点検

本事業は、児童の教育的ニーズやいじめ・不登校等の課題に対応するため、小中学校に指導員を配置し、教育環境の整備・充実を図ることを目的としています。

また、児童の相談に応じたり、担任教師の補助者として学級運営を行うなど学校教育活動全般を支援します。

平成27年度は、40人の指導員を22校に配置しまして、指導員報酬として、34,588,000円でした。

なお、指導課の事務事業評価は、「A－事業改善が進んでいる」としていません。

■評価結果

評価委員会の評価は、「A－事業改善が進んでいる」です。

■主な意見

更なる指導員の増に伴う、予算措置を検討してもらいたいです。

子どもたちの多様化により、教育現場は大変であると思われまますので、もっと多くの指導員が必要であると思います。

(5) 子ども議会開催事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	必ずしも行うべき事業ではない	必ずしも行うべき事業ではない
■市民ニーズを反映しているか	ある程度反映している	ある程度反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	該当しない	該当しない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	できる	部分的にできる
■成果を向上させる余地はないか	該当しない	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響はない	影響はない
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	該当しない	該当しない

■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	該当しない	該当しない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	該当しない	該当しない

■事業の点検

本事業は、子どもたちが筑西市のまちづくりへの理解を深めるとともに子どもたちの幅広い意見、要望などを市政に反映させることを目的としています。

平成27年8月4日（火）に本市として初めて開催いたしました。各中学校からの代表者（各4名）が、産業・文化・観光・環境問題・福祉・教育・安全・安心・まちづくりの7つの分野を割り振り、1校につき2問ずつ市への提言と質問をしました。（子ども議員 計28名参加）

なお、学務課の事務事業評価は、「B－事業見直しがややある（事業改善など）」としています。

■評価結果

評価委員会の評価は、「B－事業見直しがややある（事業改善など）」です。

■主な意見等

今後は小学校でも開催してほしいです。

子どもたちの政治への関心を深めるので、今後も続けてほしいです。

（6）小中一貫教育推進事業

①目的の妥当性	内部評価	評価委員会評価
■市総合計画の施策目標に合致しているか	合致している	合致している
■市が主体的に行うべき役割の事業か	行うべき事業	行うべき事業
■市民ニーズを反映しているか	ある程度反映している	ある程度反映している
■特定の個人や団体に受益が偏っていないか	偏っていない	偏っていない
■市民との役割分担は適切か	適切である	適切である
②事業の有効性	内部評価	評価委員会評価
■類似事業との再編や統合はできないか	他に該当する事業がない	他に該当する事業がない

■成果を向上させる余地はないか	ある	少しはある
■廃止・休止した場合の影響はあるか	影響中である	影響中である
③事業の効率性	内部評価	評価委員会評価
■成果を落とさずに事業費を削減する余地はないか	ない	ない
■成果を落とさずに人件費を削減する余地はないか	ない	ない
■受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はないか	ある	少しはある

■事業の点検

本事業は、筑西市立小中学校において、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を図り、小・中学校が目指す子ども像を共有し、「義務教育の9年間でこんな子どもに育てたい」という共通認識のもとで、系統性・連続性の高い教育を行うことを目的としています。

教育委員会からの諮問により、小中学校の教職員や保護者・自治会・議員等で構成されている「筑西市学校の在り方検討委員会」で調査・研究し、答申します。平成27年度は、5回の検討委員会を開催しまして、委員の皆様方に慎重に審議を重ね、「平成28年度に導入する小中一貫教育モデル校は明野中学校区とする」と答申をいただき、同3月の市総合教育会議の協議を経て決定しました。

今後も小中一貫教育等推進本部と連携し、必要な調査・検討を図り、小中一貫教育モデル校導入に向けた検討、ならびに小中一貫教育モデル校の検証等を行います。

なお、学務課の事務事業評価は、「B－事業見直しがややある（事業改善など）」としています。

■評価結果

評価委員会の評価は、「B－事業見直しがややある（事業改善など）」である。

■主な意見

地域と共に考え、推進してほしいです。

義務教育学校（施設一体型）も良いと思うが、各地域の良い部分が無くなってしまうという寂しさもあります。

5. まとめ

評価委員会の設置目的は、外部委員の評価を得ることにより、より確実な教育行政の推進を図ろうとするもので、教育行政の課題抽出とその解決の一端を担うものです。今年度は、平成27年度の事務事業の点検及び評価を実施するにあたり、教育行政に精通した有識者に幅広い見地から貴重な外部意見をいただきました。

評価委員会の6事業に対する評価は、概ね内部評価と同様の評価いただきました。あわせて、事務事業の課題等のご指摘、また行政運営の充実につながる要望など数多くのご指摘を賜っており、教育行政のさらなる飛躍を目指す教育委員会にとって参考となる内容であります。

今回実施いたしました事務事業の点検及び評価は、次年度以降の施策の推進や改善に反映できるように努めることが肝要であります。あわせて、市民のため透明性の高い教育行政を推進することは、信頼関係の構築はもちろんのこと、次世代を担う人材の育成や市民一人ひとりの生きがいが充足される各種施策が円滑に推移する原動力となります。このことを念頭に、筑西市の教育行政を運営してまいります。

資料1 筑西市教育委員会事務評価委員会設置規則（平成20年11月26日
教育委員会規則第8号）

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の規定により教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに当たって、同条第2項の規定による学識経験者の知見の活用を図るとともに、その客観性及び透明性を確保するため、筑西市教育委員会事務評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、筑西市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の求めに応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、教育長に対して意見を述べ、又は提案するものとする。

- (1) 事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の実施方法
- (2) 事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか評価委員会において必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学務主管課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

